

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

困った時は早めにご相談を！

すみだ消費者センターでは、消費生活に関する疑問や契約トラブル、苦情について、専門の消費生活相談員が消費者の立場に立って問題解決のお手伝いをしています。

Q：利用できる人は？

A：墨田区に在住・在勤・在学する消費者の方です。

Q：相談の方法は？

A：電話もしくは来所にて受付けています。

相談無料



相談専用電話:5608-1773
お気軽にご相談ください。

無料

消費者講座

プロの劇団の寸劇で

（①健康食品の送りつけ商法 ②未公開株式の投資詐欺）楽しく学べる

【とき】 3月7日(金)午後1時半～2時半

【ところ】 すみだ女性センター3階ホール

【対象】 区内在住・在勤・在学の方

【定員】 先着50名

【申込】 2月24日(月)午前9時から
電話ですみだ消費者センターへ

☎5608-1516

受付:午後1時～





スマートフォンを利用した架空請求が急増 請求に納得できなければ慌てて支払わずに、まず相談！！

【相談事例】

スマートフォンでインターネットに接続し芸能人のブログを見ている時に、バナー広告をタップしたら突然アダルトサイトにとんだ。興味本位で「18歳以上」と書かれた年齢確認ボタンをタップしたら、いきなり登録料の請求画面が出てきた。

【アドバイス】

ボタンを1度クリックしただけで高額の登録料を請求される「ワンクリック請求」は、以前からパソコンの利用中に多く発生していましたが、現在はスマートフォンの普及に伴い、スマートフォンの架空請求が急増しています。

請求画面を見ると不安になります。しかし、相手への連絡は、自分についての情報をさらに教えてしまうことになります。

もし、請求画面が表示され、請求に納得できないときは

- ・ 支払わない! ・ 無視する!
- ・ 電話をかけない! ・ 退会メールは送らない!

通常、サイトを見ただけでは、個人情報事業者には伝わりませんが、スマートフォンの場合、利用者が知らないうちに個人情報が抜き取られるアプリをダウンロードしているケースもあります。

必要に応じて、電話の着信拒否機能の利用、メールアドレスの変更を行いましょう。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)
(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階
東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

